

学生の皆様へ

鳥取県立倉吉総合看護専門学校

新型コロナウイルス感染防止対策について ―5類感染症へ移行後の留意事項―

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行しました。5類感染症への移行を踏まえ、5月8日以降の留意事項を以下のとおりとします。授業及び実習、集団生活を安全にすすめるために、引き続き感染予防対策の実施をお願いします。

1. 基本的な感染対策の徹底

- (1) 手洗い等の手指衛生や咳エチケット、適切な換気を継続し、十分な栄養と睡眠で体調を整え、一般感染症対策を行ってください。
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには無理せず登校を控え、医療機関を受診してください。
- (3) 本人または家族や同居者に新型コロナウイルス感染症陽性が確認された場合は、学校（週末・祝日、夜間はクラス担当）に速やかに連絡してください。

《新型コロナ感染症陽性判明後の療養》

- (1) 発症翌日から5日間は外出を控えることが推奨されています（5日目も症状が継続する場合は、軽快後1日が経過するまで）
※法律に基づく外出自粛は求められませんが、発症後10日間はマスク着用など周囲の方にうつさない配慮をお願いします。
- (2) 同居家族等の陽性が判明した際は、家庭内での感染防止対策をとってください。発症する可能性もありますので、特に5日間は自身の体調に注意してください。

2. 実習について

実習施設が示している新型コロナウイルス感染防止対策に応じた行動（誓約書の内容）を遵守してください。違反する場合には実習ができないことがあります。

3. 学校施設の利用

5類感染症への移行後も、新型コロナ感染症の感染力の高さに変わりはありません。看護・医療を学ぶ者として、周りの方や重症化リスクの高い方への感染を防ぐための対策をお願いします。

学校施設の使用にあたっては、以下の内容を遵守してください。

- (1) 学校指定の健康観察表を提出してから教室に入ってください。
- (2) 県外への移動やイベントへの参加、会食などは十分な感染対策を講じて行ってください。
新たに「感染対策宣言店」制度が開始されます。県内での会食については、宣言店や認証店の利用を検討してください。
- (3) アルバイトは、学生生活の本分である学業に専念していただくため、及び感染予防の観点から従来から推奨していません。
- (4) 地域の感染流行時には、活動場面に応じた一時的な措置（例えば、マスクの着用やフェイスシールドの使用など）を講じることがあります。感染状況に応じて機動的に講ずる措置への対応をお願いします。
- (5) 感染不安時には「市販の検査キット」で自主検査を行ってください。

不明な点がありましたら、クラス担当に相談してください。

担当者：倉吉総合看護専門学校 石尾 古磯
電話：0858-22-1041